バーゼル Ⅲ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

【定量的な開示事項】(平成19年9月期)

※平成18年9月期の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

■自己資本の構成に関する事項(第2条第3項第1号)

- ・自己資本の構成及び金額については「資料編」の「損益の状況:単体自己資本比率(国内基準)」に記載しております。
- ・繰延税金資産限度額を上回る金額として基本的項目から控除した額は、当行は規制に該当しないためありません。
- ・準補完的項目は該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項(第2条第3項第2号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及び八の額を除く。)

(単位:百万円)

15 D	平成199	年9月期
項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【 資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目 】		
 現	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_
国際決済銀行等向け	_	_
我が国の地方公共団体向け	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	242	9
国際開発銀行向け	_	_
我が国の政府関係機関向け	210	8
地方三公社向け	583	23
金融機関及び証券会社向け	2,066	82
 法 人 等 向 け	77,221	3,088
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	45,063	1,802
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	16,299	651
不動産取得等事業向け	24,718	988
三 月 以 上 延 滞 等	1,269	50
取 立 未 済 手 形	12	0
信用保証協会等による保証付	6,165	246
株式会社産業再生機構による保証付	_	_
出資等	10,590	423
上 記 以 外	13,243	529
<u></u>	_	_
<u> </u>	_	_
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	_	_
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 計	197,686	7,907
【 オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 】		
オフ・バランス取引等 計	614	24
合 計	198,301	7,932

- (注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。
- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。
- 二. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち使用する方式ごとの額 該当ありません。
- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

		項 目			所要自己資本額 (単 体)
基	礎	的	手	法	637

へ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

(単位:%)

							(単 体)
自	己	資		本	比	率	9.35
基	本	的	項	目	比	率	7.40

ト. 総所要自己資本額

(単位:百万円)

												(単 体)
信	用	IJ	ス	ク	(標	準	的	手	法)	7,932
総	P	Я	要		自	己		資	本		額	8,569

■信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項(第2条第3項第3号)

イ.信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			信用リスクに閉	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								
				うち貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス	うち債券	- 三月以上延滞 エクスポージャーの 期末残高						
玉		計	370,602	319,241	51,361	670						
玉) 外	計	4,964	76	4,887	_						
地		別 計	375,567	319,318	56,248	670						
製	造	業	21,280	20,682	598	92						
農		業	214	214	_	_						
林	ζ	業 業 業	0	0	_	_						
漁	į	業	254	254	_	1						
鉱		業	2,550	2,550	_	_						
建		業	38,191	38,191	_	89						
電	気・ガス・熱供	給·水道業	4,000	4,000	_	_						
情	報通	信 業	3,436	3,436	_	1						
運		業	9,440	9,440	_	_						
卸	〕 売・・ 小		33,990	33,990	_	185						
金		除業	30,556	21,388	9,168	_						
不		産 業	44,492	42,002	2,490	7						
各		ビス業	43,718	42,035	1,682	105						
玉		共 団 体	55,904	13,594	42,309	_						
個		人	87,535	87,535	_	187						
そ		他	_	_	_	_						
業		別 計	375,567	319,318	56,248	670						
1	年	以下	220,375	211,709	8,665							
1	年 超 3	年 以 下	50,935	48,356	2,579							
3	年 超 5	年 以 下	41,779	26,839	14,939							
5	年 超 7	年 以 下	10,851	7,961	2,889							
7	年 超 1 0	1 -21	25,002	7,703	17,299							
1	0	年 超	22,049	14,174	7,875							
斯		ないもの	4,573	2,573	2,000							
残	存 期 間	別計	375,567	319,318	56,248							

⁽注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャー の主な種類別の内訳

(1)地域別、(2)業種別又は取引相手の別、(3)残存期間別イ.を参照。

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの額

(1)地域別、(2)業種別又は取引相手の別イ.を参照。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については「資料編」の「貸出金:貸倒引当金残高および期中の増減額」に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別・業種別ごとに算定を行っていないため、開示しておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

					平成19年9月期	
				期首残高	当期増減額	期末残高
	玉	内	計	2,024	△626	1,398
	玉	外	計	1	_	_
地	域	別	計	2,024	△626	1,398
	製	造	業	209	8	217
	農		業	0	0	0
	林		業業業	I	-	_
	漁		業	_	0	0
	鉱		業	-	_	_
	建	設	業	301	△181	120
	電気・ガス	· 熱 供 給 · 水	道業	1	_	_
	情報	通信	業	1	1	1
	運	輸	業	107	△15	92
	[]EI)[:	· 小 売	業 業 業	477	△77	400
	金融	· 保険	業	198	△114	84
	不動	産	業	267	△136	131
	各種 サ	ー ビ ス	業	348	△119	229
		方 公 共 団	体	I	ı	_
	個		人	112	6	118
	そ	の	他	_	_	_
業	種	別	計	2,024	△626	1,398

ホ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

			平成19年9月期
	製 造 業 農 業	€	0
	農業	€	_
	林	≜	_
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	€	_
	鉱業	€	_
	建	€	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	É	_
	情 報 通 信 業	€	_
	運輸業	€	_
	卸 売 小 売 業	É	0
	金融 保険業	€	0
	不動產業	€	0
	きり 種り サービ ス 業		0
	国 · 地 方 公 共 団 体	-S	_
			0
	そ の 他	j	
業	種 別 計	t	0

へ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法勘案後	のエクスポージャーの額			
	格付適用	格付不適用			
0%	_	108,865			
10%	_	63,753			
20%	2,878	14,774			
35%	_	46,568			
50%	2,354 197				
75%	_	60,084			
100%	5,023	119,583			
150%	530	236			
350%	_	_			
自 己 資 本 控 除	_	_			
合計	10,786	414,064			

⁽注)1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

^{2. 「}格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

■ 信用リスク削減手法に関する事項 (第2条第3項第4号)

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

標準的手法 (単位: 百万円)

	平成19年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,480

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用された エクスポージャーの額

標準的手法 (単位:百万円)

	平成19年9月期
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	-

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項(第2条第3項第5号)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

該当ありません。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

該当ありません。

二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額 該当ありません。

ホ. 担保の種類別の額

該当ありません。

へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

該当ありません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロ テクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項 (第2条第3項第6号)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

							平成19年9月期				
							資産譲渡型証券化取引に係る原資産	合成型証券化取引に係る原資産			
事	業	者	向	け	貸	出	62	_			
合						計	62	-			

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額

該当ありません。

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

							平成19年9月期
事	業	者	向	け	貸	出	5
合						計	5

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期			
	残高	所要自己資本		
20%	_	_		
50%	_	_		
100%	_	_		
自己資本控除	5			
合 計	5	-		

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

							平成19年9月期
事	業	者	向	け	貸	出	5
合						計	5

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ありません。

- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む) 該当ありません。
- (9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額該当ありません。
- (10)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。
- ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項
 - (1)**保有する証券化エクスポージャーの額** 該当ありません。
 - (2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額該当ありません。
 - (3)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額該当ありません。
 - (4)自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。

■マーケット・リスクに関する事項(第2条第3項第7号)

該当ありません。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(第2条第3項第8号)

- イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
 - (1)上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)
 - (2)上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年9月期 貸借対照表計上額
上 場 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	13,834
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	766
合計	14,601

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

					平成19年9月期
売	却	損	益	額	-
償		却		額	112

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	2,197

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	_

- ホ. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額該当ありません。
- 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額(第2条第3項第9号) 該当ありません。
- ■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益 又は経済的価値の増減額(第2条第3項第10号)

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単位:百万円)

	平成19年9月期
金 利 ショック に 対 す る 経 済 価 値 の 変 動 額	3,646

計測方法および前提条件

内部管理上の金利ショック

内部管理上の金利ショックにつきましては、99パーセンタイル値による金利ショックで、過去6年間の日々の実際の金利データを用い、1年間の金利変動幅を計算し、金利の変動幅の大小順に並べ上位・下位1%の金利変動幅により銀行勘定資産・負債の経済的価値の増減額を計測しております。

なお、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。

・コア預金の定義

いわゆるコア預金については、「明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払出される預金」とされているため、流動性預金(当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金)を対象としております。過去6年間の月末残高を把握し、「①過去5年の最低残高」、「②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いたもの」、「③現残高の50%相当額」の3項目うち最小の額を平均満期2.5年として計算しております。

・計測は4半期毎に実施しております。